

第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(素案)について

1 計画の位置づけ

湖沼水質保全計画は、湖沼水質保全特別措置法(以下「湖沼法」という。)第4条に基づき、都道府県知事が策定する湖沼の水質保全に関し実施すべき施策に関する計画である。

2 経過、計画の目的

昭和60年に琵琶湖が湖沼法に基づく指定湖沼の指定を受け、昭和61年度以降、5年ごとに琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(以下「計画」という。)を策定している。

今般、平成28年度に策定した第7期の計画が、令和2年度をもって計画期間の満了を迎えたことから、今年度に第7期の評価をふまえ第8期の計画の策定を行うもの。

計画は、水質環境基準(COD、全窒素、全りん)の確保を目途としつつ、計画期間内に実施することが可能な水質保全対策を総合的に検討し、水質保全上の効果を推計することにより、計画的に湖沼の水質保全対策を推進するもの。

3 計画期間

5年(令和3年度～令和7年度)

4 計画(素案)の内容

第1章 琵琶湖の水質保全対策の状況

第2章 琵琶湖の水質保全に向けた取組

第3章 赤野井湾流域流出水対策推進計画

5 今後のスケジュール

令和3年11月	計画(素案)を環境・農水常任委員会へ報告 計画(答申案)を滋賀県環境審議会水・土壌・大気部会で審議
12月	計画(県案)を環境・農水常任委員会へ報告 県民政策コメントの実施
令和4年3月	計画(県修正案)を環境・農水常任委員会へ報告 河川管理者協議、環境大臣協議、計画策定、公表

6 添付資料

資料1 第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(素案)【概要】

資料2 第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画(素案)【本文】

資料3 琵琶湖流域図、赤野井湾位置図等

資料4 環境に関する計画等の関係